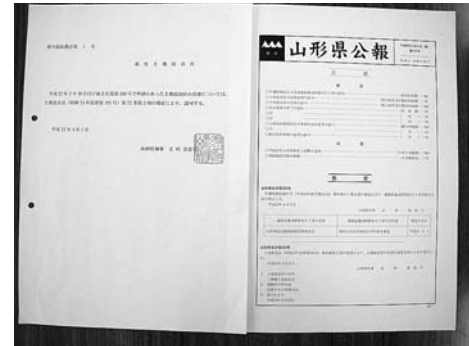


平成22年度業務紹介

1. 新庄市上野土地改良区との合併事務

4月1日付けで、山形県知事より合併認可通知を受領いたしました。これにより、財産の引き継ぎ事務を行うとともに、新庄土地改良区が管理主体となり、上野地区経営体育成基盤整備事業の揚水機場や送水管の新設工事に本格的に着手しております。



合併認可通知

2. 統合整備補助金を活用した事務用品の購入

新庄市上野土地改良区との統合整備補助金を活用し、全額補助でパソコン4台レーザープリンタ1台等の事務用品を更新しました。

3. 新庄土地改良区区史編纂作業

区史の編纂については、各執筆者の決定原稿が出来上がり、全体を通した編集作業、校閲作業がほぼ完了しており、年度内の発刊を目標に大詰めのチェック作業を行っております。

4. 維持管理計画の変更に伴う法手続

8月6日に公告した新庄土地改良区維持管理計画変更について、総代の皆様の同意徴収へのご協力と、組合員の皆様のご理解により、事務処理が順調に進んでおり、来年度からの施行に向けて認可申請書の提出準備をしております。



維持管理計画書

5. 維持管理業務

前年度同様、基幹水利施設管理事業及び国営造成施設管理体制整備促進事業等の高率補助を受け、組合員の負担軽減に努めながら、適正な管理に努めております。また、今年度からスタートした基幹水利施設ストックマネジメント事業では、緊急な対応が必要な小月野揚水機場誘導電動機のオーバーホールやパイプラインの超音波流量計の更新等を今年度事業で実施しております。

6. その他の工事

新庄市上野土地改良区との統合整備補助金を活用し、用水反復施設や事故防止柵等安全施設の設置、既存の井堰の取水口や水路の改修等、今までの事業では中々対応できなかった工種について、8割補助(25,000千円)で実施しております。また、昨年の農地有効利用支援整備事業の継続事業である「地域活性化・きめ細かな臨時交付金」充当事業(補助率55%)を活用し、各地区の水路の布設替え等を実施しております。



宮田堰改修工事

【特集】 新庄土地改良区の負担軽減方策

新庄土地改良区の維持管理費や事業償還金は、国・県・市から様々な補助、助成を受けることにより、現在の単価で運営することができており、その主な内容について、紹介してみたいと思います。

1. 新庄市からの事業費償還に対する助成金

- ① 国営新庄農業水利事業地元償還金全額(毎年約2億円、総額48億円)
- ② 県営かんぱい事業地元償還金全額(平成22年度は約49,540千円)
*これらの市負担がない場合、現在の経常賦課金6,400円/10a(償還完了地区等は5,000円)が、更に2,000円/10a程度多くなる計算となります。
- ③ 1俵を超える分の助成(平成22年度は、上ミ野、上山崎、谷地小屋北の3地区で約744万円、②と③を合わせた総額29億円)
*平成22年度のこれらの地区の10a当たりの特別賦課金は、13,200円ですが、新庄市の助成金がない場合、上ミ野地区が27,800円、上山崎地区が41,900円、谷地小屋北地区が47,600円となり、①②も含め、いかに市助成金の恩恵が大きいか伺えます。

2. 国・県からの事業費償還に対する助成金

- ① 経営安定対策基盤整備緊急支援事業
 - a) 鳥越市野々地区(平成22年度は2,620千円、総額10,690千円)
 - b) 桂地区(平成22年度は1,330千円、総額7,480千円)
 - c) 上ミ野地区(平成22年度は2,390千円、総額12,680千円)
 - ② 土地改良負担金償還特別緊急支援対策事業
 - a) 新庄第三地区(平成22年度は8,460千円、総額23,610千円)
 - b) 谷地小屋太田地区(平成22年度は2,080千円、総額6,190千円)
 - c) 下西山地区(平成22年度は1,170千円、総額3,500千円)
 - d) 上山崎地区(平成22年度は690千円、総額2,060千円)
 - e) 谷地小屋北地区(平成22年度は420千円、総額1,270千円)
- *上記の主な地区の事業を導入した場合と導入しなかった場合の平成22年度の10a当たり特別賦課金の比較は下表のとおり。【単位：円】

地区名	事業なし	事業あり	軽減額	備考
鳥越市野々	9,300	500	8,800	
桂	18,100	9,000	9,100	
上ミ野	27,800	13,200	14,600	市費助成金との相乗効果
新庄第三	5,300	1,800	3,500	
谷地小屋太田	2,800	500	2,300	
下西山	4,100	500	3,600	
上山崎	41,900	13,200	28,700	市費助成金との相乗効果
谷地小屋北	47,600	13,200	34,400	市費助成金との相乗効果

上表のとおり、鳥越市野々、谷地小屋太田、下西山地区は、維持管理交付金として各地区の維持管理委員会へ交付する500円のみ賦課金となり、実質的に償還完了と同じであります。その他の地区も負担が一気に軽くなり、事業の効果は絶大です。

ただし、この事業には、各地区毎に一定面積を集積することが義務づけられておりますので、地域一体となった取り組みにより、必ず達成していただくようお願いします。

また、これらの助成は、言うまでもなく国民、県民、市民の血税であります。改良区の運営は、その上で成り立っていることを再度認識し、農業用水の節水等みんなでできることに取り組みましょう。